

---

# いわぬま未来構想概要版

---

## いわぬま未来構想の策定にあたって

### 1. 構想策定の趣旨

いわぬま未来構想は、近年のまちづくりの指針であった「新総合計画」の計画期間終了を受けて、東日本大震災からの復旧・復興を優先としつつ、市域全体の均衡ある発展を目指す将来像の実現を、市民とともに着実に進めるためのまちづくりの指針として策定するものです。

### 2. 構想の役割

いわぬま未来構想は、長期的な展望のもと、計画期間における市の取り組みの方向性・道すじを示すものであり、これからのまちづくりの目標や将来像を定めた行政運営の基本となるものです。各分野の基本計画やマスタープランなど具体的な計画については、本構想に位置付けた目標や将来像の実現に向け、必要に応じて策定されます。

### 3. 計画期間

本構想の計画期間は平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間とします。

### 4. 復興計画との関係

平成 29 年度を目標年次とする岩沼市震災復興計画が終了した後も引き続き、平成 35 年度を目標年次とするこの構想に基づき、復興の歩みを確実に進めて行くこととします。

## まちづくりの主要課題

今後 10 年間のまちづくりの指針を策定するにあたり、踏まえるべきまちづくりの主要課題としては次のようなものがあります。

- 市全体の活力の維持・向上にも影響がある東日本大震災からの復旧・復興
- 市を支える市民だれもが、安全で安心して生活できる環境の形成
- 市民が長生きでき、健康で生きがいを実感しながら暮らしていくことができる環境の形成
- 将来の岩沼市を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境づくり
- 地域特性を活かした都市の活力・魅力の向上
- 都市機能などが適度に集約された質の高いまちの形成
- 公助に過度に依存することなく、まちづくりなどにも積極的に関わる市民力の向上
- 地方公共団体の「自己決定」と「自己責任」による行財政運営の効率化と協働化

# 基本構想

## 第1章 まちづくりの基本理念

成熟社会の中で市民一人ひとりが、健康で長生きし、幸せを追求・実感できる持続可能なまちの実現を目指し、次のとおり行動します。

○これまで経験したことのない将来の状況を可能な限り見据え、時々の要請や不測の状況変化にも的確に対応できるよう、これまでの参画と連携に加え、自助・共助・公助の考え方を行政の基本とし、計画的かつ臨機応変に各々の役割を主体的かつ積極的に果たすことで、これからのまちづくりを進めていきます。

また、市民が主体的に行う地域づくりやまちづくりを積極的に支援します。

○市民一人ひとりが、自立した生活に対する責任とまちづくりの主役であるという自覚を持ち、自らが住みたい、住み続けたいと思う地域づくりやまちづくりに主体的に取り組んでいきます。

## 第2章 岩沼市がめざす将来像

### 1. 将来都市像



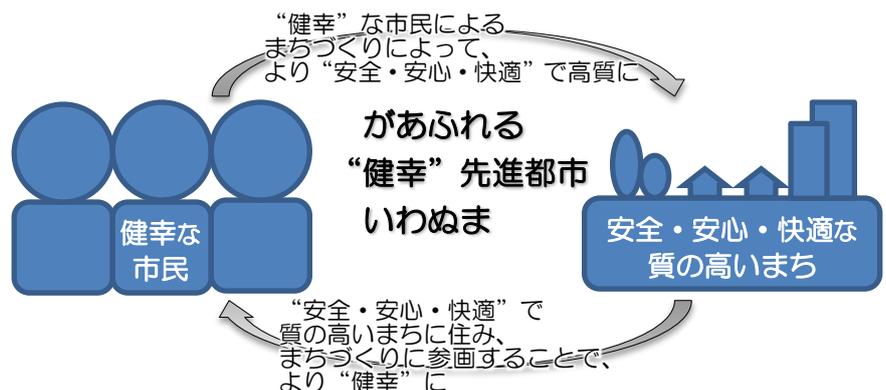
## 「**い**」があふれる “健幸” 先進都市 いわぬま

「**い**」は、次のような多様な想いと、この想いを市民一人ひとりがしっかりと見つめたいうたうで、地域やふるさとに対して何ができるか、自ら考え行動する姿勢

- あい・愛…家族や地域、ふるさとへの愛に満ちている
- I（英語の私）と岩沼の頭文字…個人（私）とまち（岩沼）が融和している
- 人…一人ひとりの市民が主役になっている
- 人と太陽…明るい未来を目指して歩んでいる

「健幸」は、まちづくりを支える市民一人ひとりが、健康で長生きし、幸せを追求・実感すること

この将来都市像は、恵まれた交通条件や自然環境、歴史や文化などといった本市が有する特性や地域資源を活かし、また発掘しながら、利便性が高く、安全・安心かつ快適で魅力ある環境を形成し、その中で健康で長生き、幸せを実感する市民が、自らのまちづくりに「**い**」を持って積極的に取り組み、また、そのことで健幸となり、生涯にわたって健幸を実感し続け、まちはより市民が願う安全・安心・快適な質の高いまちとなっていく姿を表しています。



## 2. まちづくりの指標

| 指標                 | 内容                                    | 現況（単位）                  | 目標            |
|--------------------|---------------------------------------|-------------------------|---------------|
| 幸せ指標               | 市民の幸福感の現状                             | 6.41（平均値）※ <sup>1</sup> | より幸せに         |
| 健康指標※ <sup>2</sup> | 市民の健康寿命（男性・年齢）                        | 78.52 歳                 | より健康で<br>長生きに |
|                    | 市民の健康寿命（男性・県内順位）                      | 7 位 / 35 市町村            |               |
|                    | 市民の健康寿命（女性・年齢）                        | 83.95 歳                 |               |
|                    | 市民の健康寿命（女性・県内順位）                      | 14 位 / 35 市町村           |               |
| 住みよさ指<br>標         | 岩沼市を「住みよいまち」と思っている市民の割合※ <sup>3</sup> | 88.9%                   | より住みや<br>すく   |
|                    | 岩沼市に「住み続けたい」と思っている市民の割合※ <sup>4</sup> | 79.7%                   |               |

「幸せ指標」、「住みよさ指標」については、市民満足度調査に項目を追加し把握します。

- ※<sup>1</sup> どの程度幸福かを 10 段階評価した平均値。国の国民生活選好度調査による。現況は平成 23 年度調査の全国平均値。
- ※<sup>2</sup> 高齢者が認知症や寝たきりにならない状態で、介護を必要としないで生活できる期間。宮城県の「みやぎ 21 健康プラン」による。順位は平成 22 年県内 35 市町村中のものである。
- ※<sup>3</sup> 市民アンケートにおいて、岩沼市を「たいへん住みよいまち」あるいは「どちらかといえば住みよいまち」と回答した市民の割合。
- ※<sup>4</sup> 市民アンケートにおいて、岩沼市に「いつまでも住み続けたい」あるいは「当分住み続けたい」と回答した市民の割合。

## 第3章 まちづくりの柱

### ■安全・安心で快適な「まち」づくり

災害に強く犯罪の少ない、市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりを進めます。また、計画的な土地利用に基づいた生活基盤施設の整備を進め、市民が快適に暮らすことができるまちづくりを進めます。

### ■健康で長生き、地域で子育てできる「環境」づくり

障がいの有無にかかわらず子どもから高齢者まで、誰もが健康で長生きできる環境づくりを進めます。また、地域で子育てができる環境づくりを進めます。

### ■人が集まる「産業」づくり

本市の発展を支えてきた農・商・工業を活性化するとともに、観光の振興を図ります。また、各産業を支える基盤整備や創業支援の充実などに努め、仙台都市圏南部ゾーンの中心として、労働者や観光客など人が多く集まる産業づくりを進めます。

### ■生涯現役で心豊かな「人」づくり

環境整備や活動支援の充実により、誰もが生きがいを持って暮らせる環境づくりを進めます。また、自然、歴史、文化を大切にし、人々の多様な価値観を認め合う心豊かな人を育てる環境づくりを進めます。

## 第4章 実現のための取り組み方針

---

本市では、自助・共助・公助と協働・連携を更に推進することにより、これからのまちづくりを進めていきます。

### ■自助・共助

自らできることは自ら行うことを基本とします。世代を超えて市民同士が互いに連携、また地域で協力しながら自らが主体となってまちづくりに取り組みます。

### ■協働・連携

市民と行政が、適切な役割分担と協働のもと、それぞれの特性を活かしながら必要に応じ連携して、各種課題解決に取り組みます。

### ■公助

市民との協働のもと、効果的・効率的な行財政運営を行い、自律性・独自性のある持続可能な都市運営を目指します。

## 第5章 土地利用構想

---

### 1. 土地利用の基本理念

『があふれる “健幸” 先進都市 いわぬま』の実現に寄与する適正な土地利用に向けて、市民や行政など、多様な主体の協働の下、一刻も早い東日本大震災からの復旧・復興と質の高い安全・安心な生活環境づくりに取り組むとともに、本市が有する豊かな自然環境の保全を図り、都市部と農村部の調和や地球環境問題に配慮した持続可能な都市づくりを推進していきます。

### 2. 土地利用の基本方針

#### ①東日本大震災からの復興に向けた“迅速な土地利用の再編”

スピード感のある“復興”の実現に向け、関連計画との整合を図りながら、計画的かつ臨機応変な土地利用を行います。

#### ②市民の生命・財産を守る“安全・安心な土地利用の推進”

沿岸部における減災施設の整備、内陸部の市街地における治水対策事業などにより、安全・安心な都市環境の形成を目指します。

#### ③持続可能な都市づくりに向けた“コンパクトシティの形成”

引き続き、計画的な土地利用を行い、都市的土地利用と自然的土地利用のメリハリのある都市空間の形成を目指します。

#### ④産業振興による“市の発展を支える土地利用の推進”

本市の活力を支える商工業の操業環境の維持・改善や周辺環境に配慮した産業用地の集積などを図ります。再生可能エネルギーの活用を推進する土地利用を推進します。